

(証券コード：9286)

2022年2月2日

投資主各位

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

エネクス・インフラ投資法人

執行役員 松塚 啓一

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、皆様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面にて議決権の行使をされる場合、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年2月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合、本投資主総会における各議案について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第17条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

- 従前、投資主総会の終了後に開催しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるため、開催しないことといたしました。
- 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年2月18日（金曜日）午前10時00分
(受付開始時刻：午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 31 Bu11edge霞が関プラザホール
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約第17条変更の件
- 第2号議案 規約第32条、第40条及び別紙変更の件
- 第3号議案 規約第46条及び別紙変更の件
- 第4号議案 規約第9条、第12条、第40条及び第41条変更の件
- 第5号議案 執行役員1名選任の件
- 第6号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第7号議案 監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(<https://enexinfra.com>)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応を実施させていただきます。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大防止への対応について」をご確認ください。
- ◎ 従前、投資主総会の終了後に開催しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるため、開催しないことといたしました。
- ◎ 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止への対応について

本投資主総会開催における、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による感染拡大防止に向けた本投資法人の取組について、以下のとおりご案内いたします。投資主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜投資主様へのお願い＞

- ・投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、当日の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、投資主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・投資主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。

＜来場される投資主様へのお願い＞

- ・役員及び運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスク着用のうえ、お越しいただき、会場でのアルコール消毒液による手指消毒にご協力をお願いいたします。
- ・受付には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付にて、体温測定を実施させていただくこともあります。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には座席指定のうえ、マスク着用のお願いをするとともに、状況によっては投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の各対応により、受付の混雑が見込まれますので、なるべくお早目にご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人のホームページ（<https://enexinfra.com>）にてご確認をいただければ幸いに存じます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約第17条変更の件

1. 変更の理由

相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資法人の運用体制に大きな影響を与える、投資主の利益に影響を及ぼす可能性のある議案（具体的には、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除、について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度の適用を排除することにより、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、上記各議案についてみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第17条（みなし賛成） 1. (省略) 2. (省略) (新設) | 第17条（みなし賛成） 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。 (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任 (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約 (3) 解散 (4) 投資口の併合 (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除 |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新設) | <u>4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u> |

第2号議案 規約第32条、第40条及び別紙変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資対象の多様化を通じた投資機会の創出を目的として、運用対象資産の種類を追加するものです。
- (2) 投資対象の多様化に対応した運用報酬・取得報酬・譲渡報酬の体系の変更を行うとともに、資産運用会社が遂行する合併に関する業務の対価として合併報酬に関する規定の新設を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。 (下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. (省略) (1) (省略) a. 再生可能エネルギー発電設備 b. 再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産（以下、「不動産」という場合かかる不動産を意味する。） c. 再生可能エネルギー発電設備に付隨又は関連する不動産の賃借権（以下、「不動産の賃借権」という場合かかる不動産の賃借権を意味する。） d. 再生可能エネルギー発電設備に付隨又は関連する地上権（以下、「地上権」という場合かかる地上権を意味する。） e. ~i. (省略) (2) (省略) a. ~d. (省略) (新設) | 第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. (現行どおり) (1) (現行どおり) a. 再生可能エネルギー発電設備 b. 再生可能エネルギー発電設備に付隨又は関連する不動産（以下、 <u>本項において、「不動産」という場合かかる不動産を意味する。</u> ） c. 再生可能エネルギー発電設備に付隨又は関連する不動産の賃借権（以下、 <u>本項において、「不動産の賃借権」という場合かかる不動産の賃借権を意味する。</u> ） d. 再生可能エネルギー発電設備に付隨又は関連する地上権（以下、 <u>本項において、「地上権」という場合かかる地上権を意味する。</u> ） e. ~i. (現行どおり) (2) (現行どおり) a. ~d. (現行どおり) e. <u>外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でa. からd. までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの</u> |
| 2. (省略) (1)～(15) (省略) | 2. (現行どおり) (1)～(15) (現行どおり) |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| (新設) | <u>(16) 不動産、不動産の賃借権及び地上権並びにそれらを信託する信託の受益権（それらに付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）（第1項第1号b.からe.に該当するものを除く。）</u> |
| 3. (省略) | 3. (現行どおり) |
| 4. (省略) | 4. (現行どおり) |
| 第40条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1) (省略) (2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (第32条第1項第1号b.からd.までに定めるもの) (省略) (3) 再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第32条第1項第1号e.に定めるもの） (4)～(12) (省略) | 第40条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1) (現行どおり) (2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (第32条第1項第1号b.からd.まで及び同条第2項第16号に定めるもの) (現行どおり) (3) 再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第32条第1項第1号e.及び同条第2項第16号に定めるもの） (4)～(12) (現行どおり) |
| 別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略) (1) 運用報酬 I 各運用報酬算定期間は本契約の締結日から平成30年11月末日までとし、以下、1.において「運用報酬算定期間」という。）に算定される運用資産中の各再生可能エネルギー発電設備等（第32条第1項第1号a.からd.までに掲げる資産及びi.に掲げる資産（外国の法令に基づく当該a.からd.までに掲げる資産に限る。）並びにこれらに付随又は関連する資産をいう。以下同じ。）（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資 | 別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) (1) 運用報酬 I 各運用報酬算定期間は本契約の締結日から平成30年11月末日までとし、以下、1.において「運用報酬算定期間」という。）に算定される運用資産中の各再生可能エネルギー発電設備等（第32条第1項第1号a.からd.までに掲げる資産及びi.に掲げる資産（外国の法令に基づく当該a.からd.までに掲げる資産に限る。）並びにこれらに付随又は関連する資産をいう。以下同じ。）（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資 |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。) から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益(但し、運用資産が第32条第1項第1号g.に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分又は同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券の場合には、運用報酬算定期間ごとに算定される当該出資持分又は再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に係る配当収入又は利子及びこれらに類する収益とする。また、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産その他の資産(再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。)の売却による収益を除く。)に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率(ただし、上限を2.0%とする。)を乗じた金額(1円未満切捨て。)の総額とする。</p> | <p>する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。) <u>並びに第32条第2項第16号に掲げる不動産、不動産の賃借権及び地上権(それらを信託する信託の受益権(それらに付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)へ投資する場合の裏付けとなる不動産、不動産の賃借権及び地上権を含む。)</u>から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益(但し、運用資産が第32条第1項第1号g.に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分又は同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券の場合には、運用報酬算定期間ごとに算定される当該出資持分又は再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に係る配当収入又は利子及びこれらに類する収益とする。また、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産、<u>第32条第2項第16号に掲げる資産</u>その他の資産(再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等<u>並びに第32条第2項第16号に掲げる不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権(それらに付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)</u>へ投資する場合の裏付けとなる不動産、不動産の賃借権及び地上権を含む。)の売却による収益を除く。)のうち本投資法人に帰属すべき収益に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率(ただし、上限を2.0%とする。)を乗じた金額(1円未満切捨て。)の総額とする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| (2) 運用報酬Ⅱ 各運用報酬算定基準日における各再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の帳簿価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を年率0.5%とする。）を乗じた金額（1年を365日とし、当該運用報酬算定期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）の総額とする。 | (2) 運用報酬Ⅱ <u>各運用報酬算定基準日における各再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産及び第32条第2項第16号に掲げる資産の帳簿価額（ただし、第32条第1項第1号e.、f.若しくはh.に定める信託の受益権、同号g.に定める匿名組合出資持分、同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券又は第32条第2項第16号に定める信託の受益権の帳簿価額には、信託の受益権の信託受託者、匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者その他の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等の保有者の有利子負債の元本残高に相当する金額（ただし、これらの者に対する本投資法人の実質的な持分割合に換算した金額）を加算した額とする。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を年率0.5%とする。）を乗じた金額（1年を365日とし、当該運用報酬算定期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）の総額とする。</u> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>2. 取得報酬</p> <p>再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得した場合、本投資法人が取得した再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産及びそれに付随して取得した動産その他の資産の取得価額（売買契約等に定める売買代金額をいい、消費税及び取得に要した費用を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%（資産運用会社の定める利害関係者取引規則に定義される利害関係者から取得した場合は上限を0.5%とするが、当該資産の本投資法人に対する売主が利害関係者の場合であっても当該利害関係者が利害関係者以外の者からウェアハウジングのために取得し、保有しているものであるときはこの限りではない。）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。支払時期は、当該取得日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末までとする。</p> | <p>2. 取得報酬</p> <p>再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産<u>又は第32条第2項第16号に掲げる資産</u>を取得した場合、本投資法人が取得した再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産<u>又は第32条第2項第16号に掲げる資産</u>、及びそれらに付随して取得した動産その他の資産の取得価額（売買契約等に定める売買代金額をいい、消費税及び取得に要した費用を除く。<u>ただし、第32条第1項第1号e.、f.若しくはh.</u>に定める信託の受益権、同号g.に定める匿名組合出資持分、同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券又は第32条第2項第16号に定める信託の受益権の取得の場合には、信託の受益権の信託受託者、匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者その他裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等の保有者の当該取得時点における有利子負債の元本残高に相当する金額（ただし、これらの者に対する本投資法人の実質的な持分割合に換算した金額）を加算した額とする。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%（資産運用会社の定める利害関係者取引規則に定義される利害関係者から取得した場合は上限を0.5%とするが、当該資産の本投資法人に対する売主が利害関係者の場合であっても当該利害関係者が利害関係者以外の者からウェアハウジングのために取得し、保有しているものであるときはこの限りではない。）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。支払時期は、当該取得日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末までとする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>3. 謙渡報酬</p> <p>再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を謙渡した場合、本投資法人が謙渡した再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産及びそれに付随して謙渡した動産その他の資産の謙渡価額（売買契約等に定める売買代金額をいい、消費税及び謙渡に要した費用を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%（資産運用会社の定める利害関係者取引規則に定義される利害関係者に謙渡した場合は上限を0.5%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。支払時期は、当該謙渡日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末までとする。</p> | <p>3. 謙渡報酬</p> <p>再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産又は第32条第2項第16号に掲げる資産を謙渡した場合、本投資法人が謙渡した再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産又は第32条第2項第16号に掲げる資産、及びそれらに付隨して謙渡した動産その他の資産の謙渡価額（売買契約等に定める売買代金額をいい、消費税及び謙渡に要した費用を除く。ただし、第32条第1項第1号e.、f.若しくはh.に定める信託の受益権、同号g.に定める匿名組合出資持分、同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券又は第32条第2項第16号に定める信託の受益権の譲渡の場合には、信託の受益権の信託受託者、匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者その他裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等の保有者の当該謙渡時点における有利子負債の元本残高に相当する金額（ただし、これらの者に対する本投資法人の実質的な持分割合に換算した金額）を加算した額とする。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%（資産運用会社の定める利害関係者取引規則に定義される利害関係者に謙渡した場合は上限を0.5%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。支払時期は、当該謙渡日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末までとする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|-----------------|--|
| (新設) | <p><u>4. 合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸收合併（本投資法人が吸收合併存続法人である場合及び吸收合併消滅法人となる場合を含む。）（以下、「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合は、合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた対象資産（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産及び第32条第2項第16号に掲げる資産をいう。）の当該合併の効力発生日における評価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を2.0%とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。支払時期は、当該合併の効力発生日から3か月以内とする。</u></p> <p><u>5. 支払方法</u></p> |
| 4. 支払方法 (省略) | (現行どおり) |

第3号議案 規約第46条及び別紙変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の投資主に対する分配金の支払いを年2回にするため、本投資法人の決算期を毎年11月末日から毎年5月末日及び11月末日とするとともに、これに併せて営業期間の変更を行うものです。
- (2) 規約の簡素化のために、終了した第1期営業期間に関する規定を削除するとともに、併せて字句等の調整を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。 (下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第46条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、<u>毎年12月1日から翌年11月末日まで</u>（以下、営業期間の末日を「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日から平成30年11月末日までとする。</u></p> | <p>第46条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、<u>毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで</u>（以下、営業期間の末日を<u>それ</u>ぞれ「決算期」という。）とする。</p> |
| <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略)</p> <p>1. 運用報酬</p> <p>資産運用会社に対する運用報酬は、運用報酬Ⅰ及び運用報酬Ⅱから構成されるものとし、支払時期は、<u>毎年5月及び11月の各末日</u>（以下、1.において「運用報酬算定基準日」という。）から、3か月以内とする。</p> | <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)</p> <p>1. 運用報酬</p> <p>資産運用会社に対する運用報酬は、運用報酬Ⅰ及び運用報酬Ⅱから構成されるものとし、支払時期は、<u>本投資法人の決算期</u>から、3か月以内とする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| (1) 運用報酬 I <p>各運用報酬算定基準日を最終日とする各6か月間（最初の運用報酬算定期間は本契約の締結日から平成30年11月末日までとし、以下、1.において「運用報酬算定期間」という。）に算定される運用資産中の各再生可能エネルギー発電設備等（第32条第1項第1号a.からd.までに掲げる資産及びi.に掲げる資産（外国の法令に基づく当該a.からd.までに掲げる資産に限る。）並びにこれらに付随又は関連する資産をいう。以下同じ。）（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。）から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益（但し、運用資産が第32条第1項第1号g.に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分又は同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券の場合には、運用報酬算定期間にごとに算定される当該出資持分又は再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に係る配当収入又は利子及びこれらに類する収益とする。また、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産その他の資産（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。）の売却による収益を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を2.0%とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て。）の総額とする。</p> | (1) 運用報酬 I <p>本投資法人の営業期間ごとに算定される運用資産中の各再生可能エネルギー発電設備等（第32条第1項第1号a.からd.までに掲げる資産及びi.に掲げる資産（外国の法令に基づく当該a.からd.までに掲げる資産に限る。）並びにこれらに付随又は関連する資産をいう。以下同じ。）（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。）から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益（ただし、運用資産が第32条第1項第1号g.に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分又は同項第2号に定める再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券の場合には、本投資法人の営業期間ごとに算定される当該出資持分又は再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に係る配当収入又は利子及びこれらに類する収益とする。また、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産その他の資産（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含む。）の売却による収益を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を2.0%とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）の総額とする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| (2) 運用報酬Ⅱ 各 <u>運用報酬算定基準日</u> における各再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の帳簿価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を年率0.5%とする。）を乗じた金額（1年を365日とし、当該運用報酬算定期間の実日数により日割計算。 1円未満切捨て。）の総額とする。 | (2) 運用報酬Ⅱ 各 <u>決算期</u> における各再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の帳簿価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を年率0.5%とする。）を乗じた金額（1年を365日とし、当該運用報酬算定期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て）の総額とする。 |

第4号議案 規約第9条、第12条、第40条及び第41条変更の件

1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、和暦表示を西暦表示に変更するとともに、必要な年号更新をするものです。
- (2) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関する必要な変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、平成32年2月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月1日及び同日以後遅滞なく招集する。 2. (省略) 3. (省略) | 第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、 <u>2020年2月1日</u> 及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月1日及び同日以後遅滞なく招集する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) |
| 第12条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成31年11月末日及び以後隔年ごとの11月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主とする。（以下、省略） 2. (省略) | 第12条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、 <u>2019年11月末日</u> 及び以後隔年ごとの11月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主とする。（以下、現行どおり） 2. (現行どおり) |
| 第40条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(6) (省略) | 第40条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(6) (現行どおり) |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| (7) 有価証券（第32条第1項第2号、第2項第4号から第13号までに定めるもの） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて隨時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）をもって評価する。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額をもって評価する。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</u> | (7) 有価証券（第32条第1項第2号、第2項第4号から第13号までに定めるもの） <u>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって評価する。満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。</u> |
| (8)～(9) (省略) | (8)～(9) (現行どおり) |
| (10) デリバティブ取引に係る権利（第32条第2項第15号に定めるもの） | (10) デリバティブ取引に係る権利（第32条第2項第15号に定めるもの） |
| ① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値をいい、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合はそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額をもって評価する。</u> | ① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額をもって評価する。</u></p> <p>③ 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、本号①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(11)～(12) (省略)</p> | (削除) |
| 第41条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価額） | 第41条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価額） |
| <p>1. (省略)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利（前条第10号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合） 前条第10号①又は②に定める価額とする。</p> <p>2. (省略)</p> | <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利（前条第10号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合） 前条第10号①に定める価額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

第5号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松塚啓一は、2022年2月28日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における執行役員の任期は、本投資法人の現行規約第22条第1項の規定により、2022年3月1日から2年間とします。

なお、本議案は、2022年1月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出が決議された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-----------------------------|---|
| まつ づか けい いち (1956年6月30日) | 1980年4月 株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社） 1989年7月 米国トーメン社ニューヨーク本店 1991年7月 米国トーメンパワー社 CFO 1995年9月 株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社） 電力事業本部 アセットマネジメント部 ジェネラルマネージャー 2000年4月 万有製薬株式会社（現：MSD株式会社） 2002年10月 万有製薬株式会社（現：MSD株式会社） 経理部長 2003年12月 日本エネルギーネットワーク株式会社（現：エネクス電力株式会社） 取締役副社長 2008年5月 日本エネルギーネットワーク株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2012年5月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 エネルギー・マネジメント部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2013年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 ユーティリティ・技術部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2014年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 2015年2月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社） 代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長 |

| ふ り が な 名 (生年月日) | 略 歴 |
|---------------------------------|--|
| | <p>2015年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ事業本部副本部長 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年4月 伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長</p> <p>2017年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長</p> <p>2018年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティグループ副グループ長</p> <p>2019年4月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌</p> <p>2020年1月 伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌 兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤）</p> <p>2020年3月 エネクス・インフラ投資法人 執行役員（現任） 兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）</p> |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が本議案により執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第6号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年3月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第5号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第22条第3項本文の規定により、第5号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2022年1月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出が決議された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略 | 歴 |
|--------------------------------|---|---|
| おおみやたつし 大宮立 (1973年9月14日) | 1998年4月 2003年10月 2003年10月 2012年7月 2013年12月 2014年9月 2017年9月 2018年10月 2021年4月 2021年7月 2021年9月 | 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行） 最高裁判所 司法研修所 修了 森・濱田松本法律事務所 シティ法律事務所パートナー キュービーネット株式会社（現：キュービーネットホールディングス株式会社） 社外監査役 積水ハウスリート投資法人 監督役員（現任） キュービーネットホールディングス株式会社 社外取締役（現任） レックス法律事務所 代表パートナー 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役（現任） 弁護士法人レックス法律事務所 代表社員（現任） キュービーネット株式会社 社外監査役（現任） |

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- 補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が本議案により執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第7号議案 監督役員2名選任の件

監督役員飛松純一及び坂下貴之の両名は、2022年2月28日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案における監督役員の任期は、本投資法人の現行規約第22条第1項の規定により、2022年3月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|---|---|
| 1 | とび まつ じゅん いち 飛 松 純 一 (1972年8月15日) | <p>1998年3月 最高裁判所 司法研修所 修了</p> <p>1998年4月 森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）</p> <p>2003年10月 米国パロアルト市 Skadden Arps法律事務所（在外研修）</p> <p>2006年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー</p> <p>2007年11月 経済産業省電子記録債権制度の活用に関する研究会 委員</p> <p>2009年3月 株式会社アマナホールディングス（現：株式会社アマナ）社外監査役</p> <p>2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授</p> <p>2010年5月 内閣府行政刷新会議行政事業レビュー 外部有識者</p> <p>2010年9月 厚生労働省生活衛生関係営業の振興に関する検討会 構成員</p> <p>2010年11月 内閣府行政刷新会議事業仕分け 評価者</p> <p>2011年1月 厚生労働省生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会 構成員</p> <p>2011年3月 内閣府行政刷新会議規制仕分け 評価者</p> <p>2011年7月 消費者庁貴金属等の訪問買取りに関する研究会委員</p> <p>2012年4月 独立行政法人都市再生機構（UR）契約監視委員会 委員（現任）</p> <p>2014年1月 公益社団法人日本仲裁人協会 理事</p> <p>2016年3月 アリアンツ・グローバルアシスタンス・ジャパン株式会社（現：AWPジャパン株式会社） 社外監査役</p> <p>2016年7月 飛松法律事務所 所長</p> <p>2017年6月 株式会社エーアイ 社外取締役（監査等委員）（現任・非常勤）</p> <p>2017年9月 株式会社キャンディール 社外監査役（非常勤）</p> <p>2018年6月 M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任・非常勤）</p> <p>2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員（現任）</p> |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|-------------------------------------|---|
| | | <p>2020年3月 公益社団法人日本仲裁人協会 理事・事務局長（現任・非常勤）</p> <p>2020年3月 外苑法律事務所 パートナー（現任）</p> <p>2021年3月 株式会社アマナ 社外取締役（現任・非常勤）</p> <p>2021年12月 株式会社キャンディル 社外取締役（監査等委員）（現任・非常勤）</p> |
| 2 | 坂下貴之 <small>(1976年2月17日)</small> | <p>1998年4月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）</p> <p>2001年8月 公認会計士 開業登録</p> <p>2004年1月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問</p> <p>2004年8月 新創監査法人</p> <p>2008年4月 新創監査法人 社員</p> <p>2015年4月 新創監査法人 代表社員（現任）</p> <p>2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員（現任）</p> |

- 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間にいずれも特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名が本議案により執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

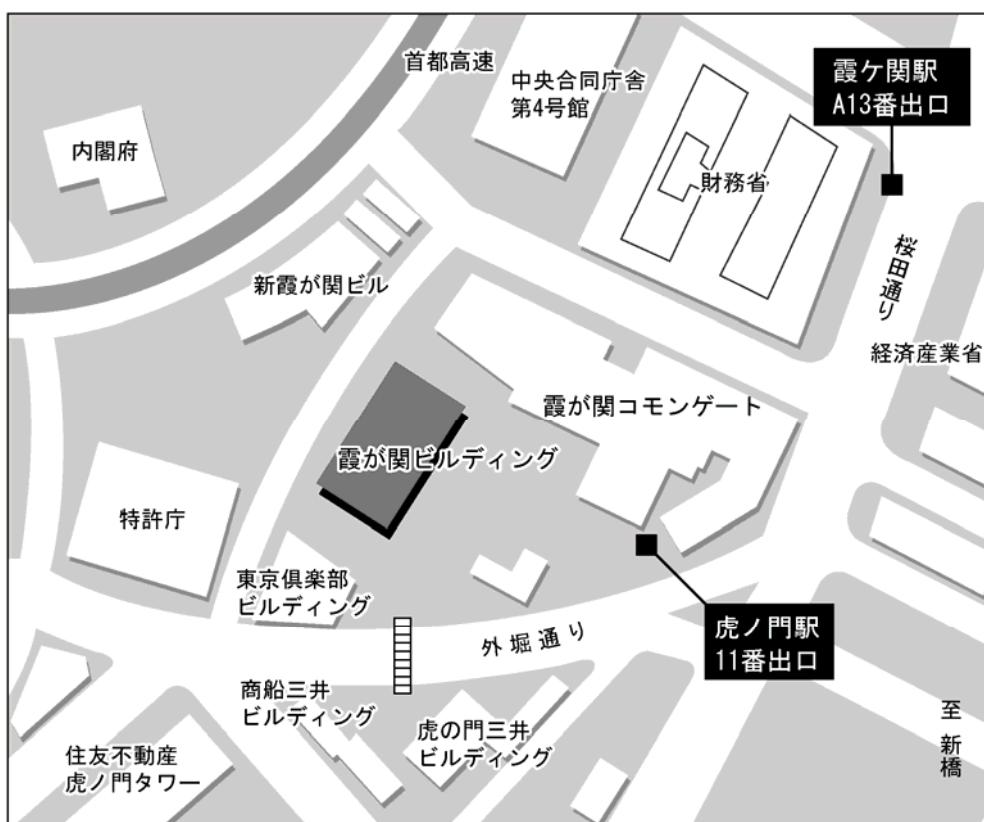
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第7号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第3回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 31 Buileged霞が関プラザホール

霞が関ビルディングLBF（ロビー階）より下りエスカレーターで
1階にお降りください。



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅11番出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅 A13番出口より徒歩5分

- ※ 駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ※ 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。